

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

必見！ 「リコール情報サイト」 製品事故から身を守る

- 渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325
月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188
- リコール情報サイト(消費者庁)
URL <https://www.recall.caa.go.jp/>

リコールとは、製品に欠陥が見つかった場合に、製造者・販売者が無料で実施する回収・修理・交換のことです。製品に欠陥が見つかりリコールを行う場合には、製造者・販売者が所定の行政機関に報告をしなければなりません。このリコール制度は製品の種類ごとに法律で決められています。

- 自動車：道路運送車両法
- 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器：薬事法
- 医薬品や医薬部外品を含まない食品、添加物、天然香料、食器等の器具：食品衛生法
- 自動車を除く一般消費者の生活の用に供される製品：消費生活用製品安全法



リコール対象の製品だと知らずに使い続けることで、けがや死亡事故が発生することがあります。消費者庁ではそのような危害から消費者を守るため、ホームページでリコール情報を公表しています。また、ここで公表している情報をメールで受けとることができる「リコール情報メールサービス」の登録も可能です。リコール情報を収集することで製品事故から身を守りましょう。